

令和6年第3回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月） 午後1時30分から3時52分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 農地改良届出について

報告第 2号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について（公共事業に伴う一時転用）

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条 市）

報告第 4号 農地法第5条の1項第6号の規定による転用届出について（5条 市）

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 4号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

第6 その他

（1） 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 石井富貴和
次 長 菊池 智司
係 長 河野 広美
主 事 後藤 聖弥

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和6年3月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	なお、本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 6番 江川直美委員、7番 染谷義人委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
河野係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 議案第1号1番については、藤田推進委員の同居の親族からの申請でございますので、退席をお願いいたします。

藤田推進委員	(一時退席)
議長	それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いします。
河野係長	議案第1号1番、譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「采女一丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「売買」、経営面積「〇〇㎡」。 なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明お願いいたします。
染谷委員	それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。 申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりでございますので省略させていただきます。 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明) よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 それでは、議案第1号1番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 1 番 売 買 (全員賛成)
議長	それでは、藤田推進委員の入室をお願いいたします。

藤田推進委員	(入室)		
議長	続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。		
河野係長	議案第1号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「采女一丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、理由「売買」、経営面積「〇〇㎡」。 なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。		
議長	ありがとうございます。 この案件は、染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。		
染谷委員	それでは、ただいまから議案第1号2番の説明をさせていただきます。 (以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明) よろしくご審議のほどお願いいたします。		
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。 【挙手なし】		
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第1号2番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。 【全員挙手】		
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。 <table border="1" data-bbox="480 1839 850 1879"> <tr> <td>2番 売買</td> <td>(全員賛成)</td> </tr> </table>	2番 売買	(全員賛成)
2番 売買	(全員賛成)		
議長	続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。		

【議案第2号及び第3号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開をいたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第3号2番から6番の5件につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号1番、申請人住所・氏名「〇〇」土地の表示「鷹野二丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、申請目的「営農型太陽光発電設備（一時転用）」

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をさせていただきます。

申請人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についても、ビデオのとおりでございますので、省略いたします。

（以降、申請人、利用計画、資金計画について説明）

続いて、被害防除ですが、隣接地に農地はなく、特に必要ありません。

最後に、理由書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

代理からお願いします。

戸邊

（挙手により質問）

会長職務代理

事務局にお伺いします。

	次の案件も同じ人ですね。これが4条と5条になった違い、また面積の根拠を、教えていただきたいのですが。
後藤主事	4条につきましては、自分の土地を自分で一時転用を行うということですので、権利の移転が発生しないので4条という取扱いになっております。 面積につきましては、一時転用とされる部分については、ソーラーパネルの支柱の部分を合計した面積になっています。 続きまして、5条につきまして権利の設定が行われるということですので、4条と5条が混じった申請になるんですが、その場合は5条で申請をするというふうに解釈されています。 面積は、同じように支柱の部分の面積を合計したものをここに記載させていただいております。 以上です。
戸邊 会長職務代理	ありがとうございます。
島根至代委員	ちょっと聞いていいですか。
議長	島根委員。
島根至代委員	(挙手により質問) 一時転用って一時ですよ、あくまで。太陽光ってずっと設置しておくもの、そのある間だけということですか。ちょっと一時という意味がよく。
河野係長	ソーラーパネルを壊したりとか、撤去したりするということは実際にはやらないんですけれども、単収が2割以上減少したら許可にならないんですね。それで一時転用ということです。 規則が変わったので、前は3年でしたけれども、今回、10年までの転用ができるようになりました。
島根至代委員	ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 島根幸一委員
島根幸一委員	(挙手により質問) 申請人が亡くなったとき、当然相続が発生すると思うんですけれども、それはまた、相続が発生したときからまたゼロに戻って10年間とか、また全部壊して、更地にしてとかになるんでしょうか。

河野係長	申請人に対してではなく、農地への許可なので継続するという意味になります。
島根幸一委員	分かりました。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 1番 営農型太陽光発電設備 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第3号1番、譲受人、住所・氏名「〇〇・〇〇」譲渡人、住所・氏名「〇〇・〇〇」権利種類「使用貸借」、土地の表示「鷹野二丁目〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、申請目的「営農型太陽光発電設備（一時転用）」でございます。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降、申請人について説明)

申請内容は、転用目的は営農型太陽光発電設備(一時転用)です。利用計画は、太陽光パネル164cm×99.2cmを果樹畑から最低部分の高さ約2m、最高部分の高さ2.8mの空中に、東側傾斜38度、東南東向きで計447枚設置します。発電設備下部農地については、果樹園としてブルーベリーを栽培します。ブルーベリーは、陽性から半陽性の植物であり、育成には支障は生じないとのことです。

利用する農業機械ですが、高さ120cm、幅65cmの耕運機1台を利用します。支柱は、最低地上高2m、南北縦列間隔約4mの空間を確保しているため、農作業にも支障ありません。

申請理由といたしましては、先ほどの4条と同じですので、省略させていただきます。

隣地の同意は必要ない案件となっております。

続いて、被害防除ですが、隣接地に農地はなく、特に必要ありません。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

宮田委員、お願いします。

宮田委員

(挙手により質問)

すみません、ちょっと理解できないんですけども、この〇〇さんが、譲受人と譲渡人両方に名を連ねているという、ちょっと頭の中が整理できないものですから、そこら辺をちょっと教えていただければと思うんですが。

後藤主事

今回の申請地ですけれども、所有している〇〇と〇〇が3筆のうち、それぞれ1人で所有しており、譲受人の〇〇と〇〇が、それぞれ〇〇と〇〇の所有している土地について、使用貸借で使いますので、〇〇については貸借人ということで、5条の貸借人になります。

〇〇につきましては、本来であれば4条で自分の土地を含め、自分で使うので、〇〇につきましては、自分の土地を自分で使いますので、4条になりますが、今回この土地の一体的な利用として〇〇も一緒に、〇〇と〇〇の土地を含

めて使用貸借になりますので、その部分については権利の設定がありますので 5 条になり、4 条と 5 条がミックスされたような申請になりますので、その場合については 5 条で取り扱うとなっております。

議長

よろしいですか。
ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第 3 号 1 番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1 番 営農型太陽光発電設備	(全員賛成)
----------------	--------

議長

続きまして、議案第 3 号 2 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第 3 号 2 番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「番匠免〇〇番、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。隣地と一体利用で、合計〇〇㎡になります。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。

大熊委員

それでは、ただいまから議案第 3 号 2 番の説明をさせていただきます。
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略さ

させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

今回の申請は、転用目的が駐車場用地であります。譲受人〇〇が申請地を購入し、既存駐車場と一体利用として、〇〇へ賃貸借することになります。そのため、申請地の使用者となる賃借人〇〇につきましてご説明いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、貸与目的が駐車場用地で、申請理由としたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、現在使用している事務所から申請地までの距離と時間ですが、事務所近隣地で、徒歩約1分以内です。

利用計画といたしましては、来客者駐車スペース6台、隣接地と一体利用となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、北側、隣接地と一体利用のため、被害防除なし、西側、隣地境界線から20cm後退、東側、隣接地と一体利用のため、被害防除なし、南側、アイドリングストップ看板、敷地内砂利敷き、雨水、場内浸透処理、以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、契約書を頂いております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成のかたは挙手をお願いします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成であります。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

3番 駐車場用地	(賛成全員)
----------	--------

議長	続きまして、議案第３号３番について、石井委員の同居の親族からの申請でございます。議事参与の制限に該当しますので退席をお願いします。
石井委員	(一時退席)
議長	それでは、議案第３号３番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第３号３番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「番匠免〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、申請目的「ヘリポート用地」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね１０ha未満であるため、第２種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。
大熊委員	それでは、ただいまから議案第３号３番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。 (以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明) 申請内容ですが、転用目的がヘリポート用地で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げてさせていただきます。 (理由書朗読) 続きましては、本社から申請地までの距離及び時間ですが、約２１km、車で約３９分です。 利用計画といたしましては、ヘリポート用地、来客用駐車スペース３台、トレーラーハウス、仮設トイレを置く計画となっています。 隣地の合意はいただいております。 続いて、被害防除ですが、隣接地との境界については、航空法７９条に記載の制限表面確保のため、フェンス等の設置は行わず、防犯カメラやコーンバー等で侵入防止と防犯対策を行う。飛行によるダウンウォッシュの影響がありそのような隣接事業者には、事前に事業内容を説明し、都度運行上の配慮を行う。公共施設においては、県及び市を通じて事前に事業の計画を説明し、周知完了と

している。敷地内、離着陸帯アスファルト舗装、防草シート施工、碎石敷き、雨水、場内で浸透処理、西側、停止線出入口舗装、アスファルト舗装、4 m×4 m、以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は、第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

江川委員。

江川委員

(挙手により質問)

その遊覧飛行のヘリコプターとかですか、それは何人乗りくらいの大きさなんでしょうか。結構大きいのか。

大熊委員

パイロットが1人、お客様が3人とのと、パイロットが1人、お客様が4人のタイプのものを使用していると伺っております。

江川委員

ありがとうございます。

議長

ほかにございますか。

大熊委員

補足の説明なんですけれども、運行状況をお聞きしたところ、1日に5便程度の予定で、夜間は9時までに着陸をするということだそうです。毎日運航することもないそうです。

議長

ほかに質問のある方、お願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

それでは、議案第3号3番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3 番 ヘリポート用地 (全員賛成)

議長 それでは、石井委員の入室をお願いいたします。

石井委員 (入室)

議長 ここで暫時休憩といたします。開会時間、2 時 4 0 分でお願いいたします。

【1 0 分暫時休憩】

議長 それでは、再開をいたします。

議長 続きまして、議案第 3 号 4 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長 議案第 3 号 4 番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。こちらは隣地と一体利用で、合計〇〇㎡の駐車場となります。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 1 0 h a 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊 それでは、議案第 3 号 4 番についての説明をさせていただきます。

会長職務代理 譲渡人の住所・氏名及び権利種類、土地の表示につきましては、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的といたしましては、駐車場。

ここで理由書が出ていますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

埼玉工場からの距離といたしますと、歩いて 1 分。本社からにしますと、2 k m で歩いて 1 0 分ということでございます。

駐車用地が29台。

隣地の同意は必要ございません。

被害防除といたしましては、北側、コンクリートブロック6段、既設のRC擁壁、新設メッシュフェンスを120cmでつけるそうです。西側、RC擁壁、グレーチングの側溝を造り、出入口にコンクリート舗装、これが10m掛ける6m、新設メッシュフェンスが120cmと会社看板、東側におきまして、新設コンクリートブロックで6段、メッシュフェンスは120cm、南側は新設コンクリートブロック2段から5段、メッシュフェンスが120cm、場内は砂利敷きです。雨水につきましては、集積ますで集水し、浸透処理という形になります。アイドリングストップ看板が3か所となります。

先ほど事務局のほうからお話もありましたように、ここは一体利用です。農地の部分だと〇〇㎡、全部合わせると〇〇㎡ということになります。

その他、参考資料といたしましては、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。皆様のご意見をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号4番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 駐車場用地	(全員賛成)
----------	--------

議長

続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第3号5番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「田中新田〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は恩田委員の担当でございます。恩田委員に内容説明をお願いいたします。

恩田委員

それでは、ただいまから議案第3号5番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的は、駐車場用地です。

申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、会社から申請地までの距離及び時間ですが、約30km、車で約80分です。

計画利用といたしましては、普通自動車30台の時間貸し駐車場です。

隣地の同意はあります。

続いて、被害防除ですが、東側及び西側は、新設単管パイプ柵、高さ1.2m、隣地既設板柵土留め、北側は、新設単管パイプ柵、高さ1.2m、隣地端との境界から20cm方面を設けて、申請地の地盤高を20cm低くして、雨水や砂利が流れないようにします。南側は、新設H鋼コンクリート板柵土留め、場内案内図、精算機、出入口、アスファルト舗装4掛ける5m、停止線、アイドリングストップ看板は場内に2枚設置、敷地内は砂利敷きです。以上で被害防除の説明でございます。

その他でございますが、誓約書を頂いております。

また、造成に係る費用については自己資金で対応することです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第３号５番に賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 5番 駐車場用地 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第３号６番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第３号６番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「戸ヶ崎〇〇番」、「畑」、面積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね１０ｈａ未満であるため、第２種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いします。
島根幸一委員	それでは、ただいまから議案第３号６番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。 (以降内容調査会で聴き取り調査した内容を説明) 申請内容ですが、転用目的が駐車場で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) 続きまして、本社から申請地の距離及び時間ですが、約１６．７ｋｍ、車で約２６分です。 利用計画といたしましては、駐車スペース１２台、３．５ｍ掛ける７．５ｍ

を置く計画となっています。

隣接地に農地がないことから、同意書は不要としております。

続いて、被害防除ですが、東側、隣地コンクリート擁壁、西側、新設ブロック 2 段積み、会社看板、出入口箇所、アスファルト舗装 5 m 掛ける 6 m、停止線、南側、新設ブロック 2 段積み、北側、隣地ブロック積み、アイドリングのストップ看板、敷地内砂利敷き、雨水、宅内浸透でオーバーフロー分は集水ますから西側道路側溝へ排水、以上が被害防除の説明でございます。

そのほかでございますが、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は、第 2 種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第 3 号 6 番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第 3 号 6 番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。ありがとうございます。

6 番 駐車場用地	(全員賛成)
-----------	--------

議長

続きまして、議案第 4 号 1 番、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。

それでは、議案第 4 号 1 番について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

菊池事務局次
長

議案第 4 号について説明いたします。

お配りしました令和 6 年度最適化活動の目標の設定等という用紙をご覧ください。

右上に別紙様式 1 と書いてあるものになります。2 枚つづりです。

まず、1 枚目ですけれども、1 番の農業委員会の現在の体制でございますが、

昨年改選後の状況を記入しております。

2の農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスなど、統計資料に基づき記入しております。

1枚おめくりいただきまして、次のページは、最適化活動の成果目標としまして、(1)農地の集積ですが、これまでの現状を記入しております。

②の目標につきましては、埼玉県が定めております農業経営基盤の評価の促進に関する基本方針において掲げております目標値と併せて、おおむね10年後の令和15年度を目標年度として56%としております。

(2)の遊休農地の解消につきましては、昨年ご協力いただきました農地パトロールで判明した状況などを記入しております。

次のページに移りまして、(3)新規参入の促進につきましては、記載のとおりでございます。

2番の最適化活動の活動目標につきましては、まず(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様に週2回、日常活動と総会での意見交換や発表などにより、10日と記載しております。

(2)活動強化月間は3回としまして、意向調査、それから農地パトロールなどを記入しております。

最後の(3)新規参入相談会につきましても、昨年度と同様の内容で記載しております。

この目標につきまして、総会で承認いただきましたら、農業会議で審査しまして、その後、県に提出する流れとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

それでは、議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1番 (全員賛成)

議長	ここで暫時休憩といたします。 その間に、いつも行っておりました各地区における農地パトロール等の情報交換をしていただきたいと思います。 開会時間、３時２５分をお願いいたします。 【１８分暫時休憩】
議長	それでは、休憩に続き再開をさせていただきます。
議長	それでは、まず最初に、ただいま協議していただいたことについて、各地区の推進委員の方からご報告をお願いしたいと思います。 まず、中村推進委員のほうから話がありましたら。
中村推進委員	私の担当地区は特にありませんでした。
議長	ありがとうございます。 続いて、吉野委員。
吉野推進委員	私のところも、草が生えていないので、特にありませんでした。
議長	ありがとうございます。 続きまして、鈴木推進委員。
鈴木推進委員	東和地区では、最近耕作放棄地が見受けられるんですけれども、地主さんの諸事情によっていろいろあるということで、意見交換ができました。 以上です。
議長	ありがとうございます。 続いて、藤田推進委員。
藤田推進委員	いつも同じところが、もう何十年も放棄地で困った状態です。 ほかに変わったことはありません。 以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、続きまして、その他に移らせていただきます。 まず、（１）番として、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手のほうをお願いしたいと思います。 【挙手なし】

議長	それでは私のほうから。 (環境構造推進事業実行委員会について報告) そのほかの報告ございましたら挙手のほうをお願いしたいと思います。 【挙手なし】
議長	それでは、続きまして、事務局からの連絡事項ということで、こちらには3点記載がありますが、これは次長お願いします。
菊池 事務局次長	事務局からの連絡事項について説明いたします。 ①農地利用最適化推進1・1・1活動報告書の提出について ②令和7年度県農地利用の最適化施策に対する意見の提出について ③2023農業委員会活動記録簿の提出について 事務局からの連絡事項は以上です。
議長	まだ令和5年版、返却していないかたはよろしくをお願いします。令和6年版は、色が今度緑色になりますね。また1年間、記録のほうをお願いいたします。 それでは、続きまして、農業振興課からの連絡事項ということで、係長からお願いします。
河野係長	農業振興課からの連絡事項は5点です。 ①盆栽クラブ役員会 4月5日(金) 農業委員会室 ②盆栽クラブ総会 4月17日(水) 農業委員会室 ③農家組合長会議 4月22日(月) 大会議室 ④農業青年会議所総会 4月23日(火) 場所未定 ⑤三郷ジューシーあすばらPR販売 実施日未定 本庁舎1階 以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、本日の内容につきましては以上で全てになります。 以上をもちまして、今月の総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりましての慎重なるご意見、ありがとうございました。 今月の総会では、農地法第3条が2件承認、第4条が1件、第5条が6件、許可相当になりました。令和6年度最適化活動の目標の設定等についてが1件承認となりました。 審議内容の確認をするとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。